

JRIS 一問一答

一問一答【2009】11号

2009年7月15日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

投資コンサルタント 呉 明憲

e-mail : meiken@jris.com.cn

http://www.jris.com.cn

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50541677 fax : 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問：

中国の製造者責任について教えてください。

中国の製造者責任は《中華人民共和国製品品質法》¹がその根拠となります。同法における製品の定義とは、「加工、政策を経て、販売に用いられる製品」となっております。なお、建設工事は同法の規定が適用されませんが、建設工事用の建築材料、建築部材及び設備について、製品の定義に該当する場合は同法の適用を受けます。

日本の製造者責任において、販売者は「自社で設計や製造に関与したわけではなく、製造物の技術内容の詳細を知ることができる立場にはない」という観点から、PL法において責任を問われることはありません。これに対して、中国では、その根拠となる《製品品質法》の中で生産者と販売者のいずれもが品質責任及び義務を負うと定めております。そのため、消費者が製品を購入し、その品質に問題がある場合には生産者、販売者のどちらに対しても訴えを起こすことができると定められております。

製品品質法 第43条	製品に人身・他人の財産に損害をもたらす欠陥が存在する場合、 <u>被害者は製品の生産者に賠償を要求することができ、製品の販売者に賠償を要求することもできる。</u> 製品の生産者の責任に属し、製品の販売者が賠償する場合、製品の販売者は製品の生産者に求償する権利を有する。
---------------	---

販売者に過失がある場合を除き、究極的には製造者に責任があることには違いないので、製造者の責任に帰するものでありながら販売者が賠償責任を履行した場合、販売者は生産者に遡及して請求する権利を有します。

日本の場合は、販売者に直截な責任が問われないものの、販売を行ったということに対するイメージダウンと言う風評リスクがあります。中国ではこのような風評リスクはもろんのこと、法的な責任まで問われる点が日本と大きく異なる点です。被害者の請求に対

¹ 主席令第71号：1993年2月22日公布、同年9月1日施行、2009年7月8日改正。

して販売者が賠償し、それを製造者に求償する段になって製造者が破綻してしまえば、求償する意味がほとんどなくなってしまいます。そのため、販売者としても製品に欠陥がない製品を製造できる信頼できる製造者と取引をする必要が日本における以上にあるといえるでしょう。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。